**マム介護事業部　D-3**

**通所リハビリ(デイケア)（介護老人保健施設）までの流れ{ｈ1}**

**１．相談**

通所リハビリ利用に関してのご相談をお受けいたします。各施設の相談員にご相談ください。

※要支援1～2、要介護1～要介護5の認定を受けている方が対象となります。

**２．利用申請（通所リハビリ利用に必要な書類の提出）**

「居宅サービス利用共通申請書」もしくは「京都府介護老人保健施設共通申請書」のどちらか一方に必要事項をご記入の上、担当のケアマネージャー若しくは担当の包括支援センター職員を通じてご提出いただきます。※場合により医療情報の提出を依頼する事がございます。

申請書類については以下よりダウンロードしていただくことが可能です。

・居宅サービス利用共通申請書（※1)

・京都府介護老人保健施設共通申請書（※2）

**３．通所リハビリ利用に対しての判定・検討**

ご提出いただいた書類をもとに、施設にて通所リハビリ利用の判定を行います。

**４．利用者様との面談、状況確認**

ご利用に際して、ご自宅に訪問、ご利用者様の詳しい心身の状況などの確認をさせていただきます。また、通所リハビリ利用に関してご説明いたします。

**５．サービス担当者会議**

担当ケアマネージャー若しくは担当包括支援センター職員を主導でサービス担当者会議をご自宅等にて行います。

**６．利用契約**

重要事項の説明をさせていただき、説明内容に同意されましたら、ご利用の契約を交わしていただきます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※４・５・６は同時になる場合がございます。

**７．通所リハビリの利用開始**

ご利用者様、ご家族様のご意向をお聞きした上で、通所リハビリについて計画をさせていただき、それに沿ってサービスを実施いたします。

※この流れは状況により変更する事がございます。また緊急の場合には状況に応じて対応いたします。

※ご入所についてご不明な点があれば、各施設の相談員までお問い合せください。